

奈良県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和
平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和六年六月十四日

奈良県知事 山下 真

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 福田 照美

橿原市東坊城町五四二―二